つくばみらい市議会
経済常任委員会会議録

平成 21 年 6 月 16 日　開会
平成 21 年 6 月 16 日　閉会

つくばみらい市議会

つくばみらい市議会経済常任委員会

平成２１年６月１６日　午後１時２９分開会

出　席　委　員

委員長	倉持悦典君
副委員長	堤　實君
委員	坂　洋君
委員	中山栄一君
委員	岡田伊生君
委員	古川よし枝君
委員	廣瀬　満君

欠　席　委　員

なし

紹　介　議　員

18番	川上文子君

出　席　議　員

1番	秋田政夫君
4番	染谷礼子君

出 席 説 明 員

副市長	小林弘文君
市民経済部長	中川　修君
都市建設部長	片見和男君
農政課長	坂田　宏君
農政課長補佐	倉持尊志君
建設課長	高田守康君
建設課長補佐	浅川昭一君
特定事業推進課長	中泉次男君
特定事業推進課長補佐	石島昭夫君
下水道課長	豊島利夫君
下水道課長補佐	松﨑昭徳君

出席議会事務局職員

事務局長	井波　進君
事務局長補佐	関　俊明君
書記	大野隼人君

議　事　日　程

平成２１年６月１６日（火曜日）
午後１時２９分開会

１．協議案件
　１）議案第41号　平成21年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）
　２）議案第39号　平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算（第１号）
　３）請願第３号　「気候保護法（仮称）」の制定を求める請願書
　４）請願第４号　農地法の「改正」に反対する請願
　５）その他
　　陳情第２号　「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書

午後１時２９分開会

○委員長（倉持悦典君）　改めまして、皆さんこんにちは。経済常任委員会を今から開催するわけですが、委員の皆さんには、お忙しいところ全員ご出席いただきましてありがとうございます。

今回の経済常任委員会付託案件は、数は少のうございますけれども、かなり重要なといいますか、すばらしい案件が提案されておりますので、皆さんの活発なご意見をいただいて進めていきたいと思います。どうか最後まで慎重なご審議をよろしくお願いいたします。それとともに、議事のスムーズな進行にご協力をよろしくお願いいたします。

以上、委員長としてのあいさつにさせていただきます。

ただいまの出席委員は７名全員でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから経済常任委員会を開会いたします。

なお、本日の委員会に、議会事務局の職員、小林副市長、中川市民経済部長、片見都市建設部長その他関係課長及び職員が出席されております。

これより議事に入ります。

なお、議案の説明につきましては、簡潔にお願いしたいと思います。

まず、議案第41号　平成21年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

議案第41号について説明を求めます。

片見都市建設部長の方からよろしくお願いいたします。

○都市建設部長（片見和男君）　それでは、私の方から概略をご説明申し上げます。

つくばみらい市農業集落排水事業特別会計の補正予算といたしまして、今回、高岡狸穴地区と豊南部地区に設置してありますマンホールポンプの非常通報装置について、現在無線を使っておるのです。ところが無線の周波数が今度変更になりまして、その装置をかえなければならないということでございます。

国の補助事業があるということでございますので、採択に向けて今回調査を委託するものでございます。

詳しくは担当課長の方からご説明申し上げます。

○下水道課長（豊島利夫君）　下水道課の豊島です。よろしくお願いします。

それでは、議案第41号　つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について、今部長の方からご説明がありましたけれども、補足的に説明させていただきたいと思います。

議案書の41号の１ページをごらんいただきたいと思います。

第１条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億643万9,000円とするものでございます。

続いて、41号の４ページの方をごらんいただきたいと思います。

上の表の歳入でございますけれども、歳入予算としましては、繰越金50万円を充てさせていただきたいと思います。

歳出につきましては、農業集落排水整備費の方で13節の委託料で機能強化対策事業調査業務委託ということで50万円を計上させていただいております。

今回の補正につきましては、先ほど部長の方からもありましたけれども、高岡狸穴地区及び豊南部地区に設置してあります非常通報装置について、平成24年の７月に総務省において無線周波数再編ということで行われますので、現在使用しておりますＤｏＣｏＭｏのＤｏＰａが平成24年３月末でサービスを終了するということで、使用ができなくなります。この件につきましては、テレビの地上デジタル放送の移行と同様に、利用者負担で変換工事を行わなければならないものでありますけれども、昨年の秋から関東農政局や農村計画課等の関係機関と協議を行ってまいりまして、今年の２月中旬に平成22年度において農業集落排水資源循環統合補助事業機能強化対策という国庫補助、２分の１の補助でございますけれども、これを使って改修できるということになりました。

このためには、今年度において国庫補助の申請に必要な機種の調査、報告書等の作成を茨城県土地改良事業団体連合会に委託するため、予算の補正をさせていただくものでございます。

対象となる非常通報装置につきましては、高岡狸穴地区で10基、豊南部地区で７基で、変換する工事費用としましては、概算で約400万円程度になると想定されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（倉持悦典君）　ただいま議案第41号について、部長と下水道課長の方から説明をいただきました。

これより議案第41号に対する質疑及び意見をいただきたいと思います。

どなたか。

中山委員。

○委員（中山栄一君）　補正は50万円で、この内容ですが、非常通報装置の交換とかということで、ほかの農集排は、谷和原地区の農集排とかは問題ないのですか、その装置については。高岡狸穴地区と豊南部地区の２カ所だけで、あとは。それだけちょっと聞きたいのですけれども。

○委員長（倉持悦典君）　課長、答弁をお願いします。

○下水道課長（豊島利夫君）　ＤｏＣｏＭｏのＤｏＰａを使用しているのが高岡狸穴と豊南部地区でございまして、谷和原地区ではそれ以外のもので通報装置を組んでございますので、周波数が変わってもそのまま使えるということでございます。あくまでもＤｏＣｏＭｏのＤｏＰａという機種を使用しているものは24年で使えなくなるということで、該当するのは高岡狸穴と豊南部の通報装置だけでございます。

○委員長（倉持悦典君）　答弁は終わりました。
　中山委員、いいですか。
○委員（中山栄一君）　はい。
○委員長（倉持悦典君）　岡田委員。
○委員（岡田伊生君）　関連するのですが、400万円のうち50万円ということで、結構額的には調査費としては……工事額が400万円、総工事が高岡狸穴が10基と豊南部が７基で約400万円ですよね。それで、その400万円の工事の中で一応調査費として50万円計上ということですね。400万円の総工事費の中で50万円という調査費は結構ウエートは多いのかなという感じがするんだけど、特殊なものと言えばそれまでなのでしょうが、どのようなものなのですか、その調査費というのは。ただ周波数が変わったからというだけの数では50万円はかからないわけでしょうから、その中身というのは、わかる範囲で結構ですが。
○委員長（倉持悦典君）　下水道課長、お願いします。
○下水道課長（豊島利夫君）　来年22年度で補助をもらうため、２分の１の国庫補助をもらうということで、今、予定されているのは工事費で400万円ということで、200万円は補助されるのかなということですけれども、今回補助を申請するために、機種とか周波数をどういうものにかえたらいいのかという調査と、その補助申請のための報告書の作成を連合会の方に委託して作成してもらうのですけれども、その委託費用が50万円かかるということですが、これを補助申請の際に報告書等をつけないと申請しても事業費の採択がもらえませんので、その補助申請のための報告書を作成していただくというものでございます。
○委員長（倉持悦典君）　答弁は終わりました。
　岡田委員。
○委員（岡田伊生君）　要するに、そこを通過しないとという感じもしないわけでもないのですが、ただ当然機種だけならそんなに変わらないわけでしょうから、全国的に例えば特別この辺が、今言っているつくばの方の電波障害が起きている特別な地域というならあれだけど、そうではなくて、あくまでも手続上のというか、そこのセクションを通さないとというか、そういうのがあるわけでしょう。あるわけでしょうという言い方はおかしいのですが、わかりました。
○委員長（倉持悦典君）　ほかに、古川委員。
○委員（古川よし枝君）　ほかではないのですけれども、今の問題で、もう既に取りかえなければならない機種はわかっているわけですよね。そして、調査というのは細かくはわからないけれども、補助申請をするときに報告書を作成してもらうというところに50万円、400万円の事業のうち50万円の調査費を出すというそのシステムが、こういう農業集落排水事業環境整備などをする今の国のシステムにすごく問題があるんじゃないかと思うのです。その辺はやはり自前で、自分のところでできないものなのかどうか。自分のところで報告書が作成できるものであれば、委託事業を通さなくても申請が通るものであれば、でも通らないはずはないわけですね。だから、そういう点ではどうなのですか。委託しなければどうしてもできない、進まないというものなのでしょうか。
○委員長（倉持悦典君）　下水道課長。
○下水道課長（豊島利夫君）　この申請のための報告書につきましては、当下水道課では作成できるものではございません。専門的な知識を持った方の調査が必要だということで聞いております。

○委員長（倉持悦典君）　いいでしょうか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（倉持悦典君）　ほかに発言がなければ、議案第41号に対する質疑及び意見は以上で終了いたします。

これより採決に入りたいと思います。

議案第41号は原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（倉持悦典君）　全員挙手です。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号　平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算（第１号）の経済常任委員会所管部分を議題といたします。

議案第39号について説明を求めます。なお、この議案については、市民経済部所管と都市建設部の所管があります。中川、片見、両部長に一括してご説明をお願いしたいと思います。

まず、市民経済部長の方からお願いいたします。

○市民経済部長（中川　修君）　それでは、市民経済部関係で農産物直売施設建設関係ということでございまして、4,421万5,000円ほど今回補正をお願いしてございます。後ほど詳しく課長からご説明をさせますが、議案書は39の５、６あたりからになります。

本施設につきましては、19年より事業を進めてございまして、今年度に至りまして国の補助がなったという経緯でございます。

上小目の谷和原営農センターの敷地内に、今年度平成21年度に竣工させ、22年度当初にオープンさせるということで、現在鋭意進めているところでございます。

それでは、担当課長の坂田農政課長からお願いします。

○農政課長（坂田　宏君）　部長から説明がありましたとおり、39号の６ページから始まります。

その前に、部長からも若干ご説明があったのですが、今までの経緯等、私の方からもう一度説明したいと思います。

つくばみらい市の農産物直売所については、19年より検討を重ねてまいりました。視察、それから、研修会６回、で、20年の３月に国の方に申請をいたしました。本当に少しの差で採択に漏れたのですが、先ほど部長からも説明があったとおり、今年の３月第２回目の補助要望で国の方を通りました。４月３日付で当該補助の内示が届いております。それを受けまして、今回補正を計上いたしました。

かねてからの、旧谷和原村時代から直売所については要望があったわけでして、また、つくばみらい市になってからも、きょう出席の廣瀬委員からも議会等で質問また要望等も出されておったところでございます。

この事業は、国の強い農業づくり交付金の適用を受け、事業主体を茨城みなみ農業協同組合といたしまして、県費の補助です。国から来るお金ですが県に来るのですけれども、約２分の１、市と農協の負担割合をそれぞれ４分の１とする内容となっております。また、補助対象外経費ですね、それらについては市と農協と何度も話し合いを持ちまして、このたび合意が整いましたので、ここに計上いたしました。

具体的には、39号の６ページ15款県支出金、２項の県補助金、４目の農林水産業費県補助金、２節の農林業振興費補助金2,375万円が歳入で国から県、県を通して市に入ってくると、強い農業づくり補助金ということで入ってまいります。

続いて、次ページの歳出に入らせていただきます。

39号の７になります。

５款農林水産業費、１項農業費、３目農業振興費、19節の負担金補助及び交付金、ここで財源内訳としましては国県支出金、国から県に入ってくるお金ですね、県からうちの方に入ってくるお金、これが2,375万円、先ほど歳入で説明したものでございます。それと一般財源、市の単独負担分ですね、これが2,046万5,000円、合わせて歳出で負担金として4,421万5,000円、これを農協の方に交付していくということになります。直売施設整備事業負担金ということになります。

先ほど皆様のお手元に、農政課の資料としてつけておきましたので、そこに１ページ目に赤と黄色と青ということで色分けして、歳入歳出の内容の説明、それから、財源内訳、２ページ目にはレイアウトですね。平面図、それと立面、平面の売り場面積の拡大図、それから、一番最後に３月３日竣工予定の工事工程表を載せておきました。後ほどご確認をしていただいて、何か疑問等があればご質問を受けたいと思います。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（倉持悦典君）　では、都市建設部所管の方もお願いします。

○都市建設部長（片見和男君）　続きまして、都市建設部の方からご説明申し上げます。

都市建設部の一般会計の補正予算案につきましては、建設課と特定事業推進課の２課から出させていただいております。

まず、歳入の面でございますけれども、歳入の面については、合併特例債の事業についての歳入の変更でございます。これは特定事業推進課の方から後ほど説明させます。

内容につきましては、合併特例債で今まで東楢戸台線の事業を進めておりましたけれども、昨年国の方に補助事業を要望してまいりました。一般質問でも市長の方から答弁があったと思いますけれども、今回新たに住宅市街地基盤整備事業という補助が採択されましたので、合併特例債の起債を減額して補助金を増額補正するものでございますので、よろしくお願いします。

そして歳出の面でございますけれども、東楢戸台線、そして建設課が関係する補助事業の道路につきまして、国の方から、新たに補助申請する場合には費用対効果の調査をしなさいという指示がございます。これはどういうことかというと、交通センサスという調査を行っておるのですが、新しいデータに基づいて費用便益の計算をしなさいということでございますので、こちらを計算する委託をお願いするための費用でございます。

詳しくは、まず初めに、歳入に絡めておりますので、特定事業推進課の方から説明申し上げます。

○特定事業推進課長（中泉次男君）　特定事業推進課の中泉です。よろしくお願いいたします。

まず、予算説明の前に、委員の皆様にもご心配おかけしました東楢戸台線でありますが、今年度に入りまして補助事業の採択、また21年度の内示額が示されましたので、事業計画につきましてご説明をさせていただきたいと思います。お手数ですが、お配りしました地図、ちょっと小さくて見にくいかと思いますが、これで説明をさせていただきたいと思い

ます。

今回、導入いたしました補助事業は、先ほど部長が説明申し上げましたとおり、住宅市街地基盤整備事業という事業でございます。これは、丘陵部の住宅開発促進を図るための道路整備事業でございます。したがいまして、補助の期間は丘陵部の整備期間、平成24年度ですが、24年度までの期間となります。

また、補助事業は道路の用地だけを買収するのは認められておりません。いわゆる工事の完成を見なければ事業として補助対象になりませんよということでございます。したがいまして、補助対象区間は図面の赤のぽちぽちということで表示されておりますが、丘陵部の開発区域から旧354までの2,940メートル、この区間を補助対象事業ということで設定をいたしました。残りの354バイパスですね、ここまでの960メートルにつきましては、合併特例債単独で行うと。

それで、住宅市街地の整備事業でございますが、これの補助が２分の１でございます。残りの２分の１につきましては、合併特例債が充当できるということでございますので、合併特例債とダブルで進めるというような形で進めていきたいと考えております。

全体事業費が、概算でございますが、59億3,000万円のうち補助対象分が、この赤のぽちぽちの部分ですね、これが43億円、残り16億3,000万円が合併特例債単独という形になります。つまり、43億円のうちの２分の１、21億5,000万円が補助金となるものです。しかし、これはあくまでも概算額でありますので、事業費や補助額が変更することがあり得るということは前もって申し上げておきたいと思います。

続きまして、補正予算についてご説明をさせていただきます。

議案書の39号の６をお願いいたします。

先ほど説明させていただきましたとおり、国庫補助事業導入による歳入の財源変更でございます。一番上の土木費国庫補助1,400万円を増額いたしまして、当ページの一番下、市債の合併特例債1,330万円を減額するものでございます。これの金額の違いでございますが、合併特例債は事業費の95％となっておるため、1,400万円の95％という数字の記載でございます。

次に、歳出の方をお願いいたします。

次ページをお願いいたします。

上から大きく３番目、土木費の欄で説明の欄、ここに合併特例債特定事業委託料というのがございます。これは、先ほど部長からも説明がありましたとおり、新たに補助事業の採択を受ける場合に費用対効果の算出が求められております。今回、茨城県に費用対効果の調査委託料として500万円を委託するために補正をお願いした経緯でございます。

以上でございます。

○建設課長（高田守康君）　建設課の高田でございます。

引き続いて、同じ39号の７ページ、今、特定事業推進課長から説明があった項目でございますけれども、費用便益分析業務調査委託料ということですけれども、内容的には先ほど部長、ただいま特定事業推進課長から説明のとおり、その道路をつくって費用対効果ということで、今回907万2,000円、これは守谷小絹線ですか、前は交付税事業としてやっていたのですけれども、今年から住宅市街地基盤整備事業ということに、新たな補助事業ということで同じようにつくらなければならないということで、今回こういう金額で補正を計上させていただきました。

以上です。

○委員長（倉持悦典君）　議案第39号に対しての経済常任委員会の所管部分について説明を受けました。

これより議案第39号に対する質疑、意見を行います。

坂委員。

○委員（坂　洋君）　野菜直売所のことについてお尋ねしたいのですが、これの携わる人、売り子ですが、人数的にはどのくらいなのかということと、この利益が上がった場合、利益の考え方と、それから、営業時間のことについて教えてください。

○委員長（倉持悦典君）　坂田課長。

○農政課長（坂田　宏君）　直売所の建設については、建設委員会を４月28日、６月12日、資料については６月12日の資料を今提示しています。

細部ですが、まだ細部等については、事業主体が農協なものですから、今詰めているところですが、おしかりを受けたのですが、詰めるの遅いだろうという話ですが、今早急に善後策も講じながら、人数については３人程度と考えております。

営業時間等についても隣接の状況をよく把握した上で、昨今、車も非常に市役所前は混んでおりますので、交通量も非常にふえています。そういうことも考えながら営業時間等も、うまく売れる、買ってもらえる、そういうものを考えてやっていきたいと思っております。

また、広報活動については、市役所のパソコン等も利用しながら、また、農協職員と一体となって、農協職員も市役所の職員も、スーパーで買ったでは困りますので、できるだけ地場の近いところ、新鮮でおいしいもの食べていただく。役所からもＰＲしていくということも考えています。それは農協さんにもお願いしました。

それから、管理運営委員会等も、今週いっぱいぐらいで立ち上げる予定になっています。というのは、今委員がおっしゃったのはそうなのですけれども、それから、栽培農家の拡大、これも図らなければならない、新規作物も導入しなければならない。すべてこの３カ月から半年にかかっていますので、４月オープンを予定しておりますので、この事業は次年度継続は認められないものですから、３月には必ず竣工させなければならないと。４月のオープンを考えていますので、それに沿った内容を今知恵を出し合いながら、農協さんと市役所一体となって今進めております。

以上です。

○委員（坂　洋君）　利益が出た場合。

○農政課長（坂田　宏君）　具体的に申し上げたいのですが、今、直売所については、旧谷和原村の直売所、上小目のところですね。それから、取手市に藤代直売所、守谷市に大井沢直売所、また守谷市にはみずき野の直売所、それから、谷井田に農協さんがやっている女性部いきいきセンターという直売所がございます。谷井田の直売所については、現在年間640万円、それと守谷市のみずき野については20万円、これはみんな平成20年度の販売額になります。大井沢については330万円、藤代の直売所については110万円、谷和原直売所については年間で1,760万円、合計で約3,000万円弱の売り上げが茨城みなみ農協管内でございます。

今度の目標とするところですが、建坪も約200平米と増えることから、約1,000万円ちょっとの売り上げ増を目指しております。農協管内約4,000万円程度を目指していきたいと

いうことで話し合いがまとまっております。

当然目標設定、国の補助金をもらうわけですから、その申請に当たっては、まず考え方として、茨城みなみ農協から県外に流通させている農産物、この出荷額が３億4,500万円程度ございます。これの約2.6%、1,000万円程度ですね。これを県内に向けて出荷させると。直売所にその約2.6%を出荷してもらうと。こういうことで県を通じて国に申請をいたしました。当然この内容が後ほど精査され、費用対効果、稼働率等も国の方から会検等も当然入ると思いますので、それらを考えながら、売り上げについてもプラスになるように努力していきたいと思っております。

当初から農協さんもプラスになるとは考えていないようですけれども、できるだけ数年のうちにプラスにもっていくように、関係者一同努力したいと考えております。

○委員長（倉持悦典君）　坂委員、いいですか。

○委員（坂　洋君）　どうもありがとうございました。

あそこはつくばみらい市のメーン道路でありますので、ぜひあそこに行けば安い、新鮮であるというような名物になるようなお店ができればと、成功を祈っております。

以上です。

○委員長（倉持悦典君）　廣瀬委員。

○委員（廣瀬　満君）　直売所は前々から要望はしてあったと思いますけれども、建物、ここ転用は大丈夫なんですか。

○委員長（倉持悦典君）　坂田課長。

○農政課長（坂田　宏君）　設計書を通しまして、単価がちょっとネックになったのですが、５メートル程度離せば問題ないと、敷地については500平米以内ということになります。

先ほど、補助対象外もあるよというお話をしたのですが、今の建物の左側、奥に会議室等がございますね。あれを取り壊して駐車場にするという計画になっています。できるだけ県道に近いところに売り場を持ってくるという計画です。

また、細部についてはこれから詰めるところもあるのですけれども、後ろが決まっておりますので、３月の３日というのは、それに沿って今打ち合わせを展開しているところでございます。

○委員長（倉持悦典君）　廣瀬委員。

○委員（廣瀬　満君）　ちょっと聞きたいのは、あそこは当初農業施設として転用していないんだよな、それでみんな建物建ってしまって、その後、選果場が、それから、選果場の裏へやはり我々が申請したら、あのときも転用ができないということで、調整地とか、そういう点はクリアできるの。

あれ全部というわけではないと思うのですけれども。

○委員長（倉持悦典君）　坂田課長。

○農政課長（坂田　宏君）　一部なんですが、一番最後の工程表にあるとおり、確認申請ということが４番目に来ているのですけれども、５月の上下旬に、６月になると思うのですが、43条及び外構設計着手ということになります。この43条が通れば、もちろん通るのですけれども、そういう見通しで今動いていますので、専門家の方に、一級建築士に動いてもらっておりますので、それは心配ございません。

これは500平米で分筆します。

○委員長（倉持悦典君）　いいですか。
　廣瀬委員。
○委員（廣瀬　満君）　これ経営はほとんど農協でやると思うのですけれども、坂田課長が4,000万円ぐらいの売り上げと言っていますけれども、１億円ぐらいの売り上げがいかないと採算がとれない。要するに、我々も「ほっとやわら」かな、市の補助金でやって、経営が大体8,000万円、9,000万円ではとんとんなのですよ。この経営は農協だと思うのですけれども、かなりそういう点を指導していかないとなかなか難しいのではないかと思うのですけれども。
○委員長（倉持悦典君）　坂田課長。
○農政課長（坂田　宏君）　委員のおっしゃるとおりですが、隣接も全部精査した上で、役所も一緒に頑張っていきたいと思っています。やはり目標はきっと１億円弱ということになると思うのですが、そこに向けて力を合わせて頑張っていきたいと思っています。
○委員長（倉持悦典君）　次、中山委員。
○委員（中山栄一君）　中泉課長にもう少し詳しく教えてもらいたいのですけれども、この東楢戸台線の事業は当初37億円で、59億円ということで20億円強オーバーするような予定になって、それを国の補助をもらって、その補助が住宅市街地基盤整備事業になるわけですね。これが平成21年度から24年度の市街地の整備計画にあわせて、この年度を区切って43億円の中の20億円が補助になるわけだね。あと20億円は合併特例債を充当するということになって、そうすると、これで原資の確保はできて、27年度までに向こうまで通じる予定だと思うのですけれども、24年度までの補助ということですけれども、これ相当金額も大きいのですけれども、そうすると今までの計画を変更して、何か住宅基盤整備の補助という、その補助にあわせた事業を別に計画を立ててやらないと、これは補助はもらえないとか、そういうことがあるのでしょうか。
　それともう１点は、これから費用対効果等も、これ委託料として500万円でしたっけ、この辺を計上して委託をして費用対効果を計算して提出して、この補助のための提出だと思うのですけれども、24年度までというとすぐなのですけれども、その辺の年次的な予定とか、補助を受けるための事業の計画の変更とか、その辺の27年度までの予定もこの先あると思うのですけれども、その辺は、もうちょっと詳しく教えてもらうと、どのような予定にこれからなっていくのでしょうか。
○委員長（倉持悦典君）　中泉課長。
○特定事業推進課長（中泉次男君）　まず、補助名称ですね、住宅市街地基盤整備事業という補助ですけれども、これはいわゆるみらい平の丘陵部、ここに住宅開発を促進させるために道路を整備するというような補助の、何と言うのでしょうか、種類というか、でございまして、いわゆるこの補助を導入することによって特別なものをつくるとか、そういったことはございません。あくまでも従来どおりの計画で進めていくと考えております。
　それと、21年度から24年度、いわゆる短い期間の中での工程はどのようになっているかというご質問ですけれども、まず、今年度21年度におきましては、若干用地買収を予定しております。これは、当初は前年度、20年度で終わっております、用地測量調査まで終わっております。そうしますと、今度は買収するのに土地の鑑定とか評価とか、それから補償調査等を行うわけですが、それを今年度に計画しておりました。しかし、なるべく今年度から補助を入れたいということで、一部買収が可能な場所から買収していこうというこ

とで、面積的には約2,500平米ばかり今年度から買収していくと。

来年度におきましては、田んぼ地帯、これは補助の部分といわゆる旧354を挟んで、約１キロメートル谷津田の中を縦断します。前にもお話を申し上げましたが、事業費が大きく膨らんだというのは、この田んぼの地盤改良の工事費が大きく膨らんだということでございますので、ここを一番先にまずやっていきたいと、それにはここの田んぼを一番先に買わなくてはならないということから、補助の部分と、それから、いわゆる合併特例債の部分、合わせて約１キロメートルほどを来年度予定しております。

翌年度、23年度には、そこの部分の地盤改良工事、並びにいわゆる畑地帯ですね、ここには委員ご存じのように文化財の懸念がございます。今年度試掘をいたしますけれども、それが例えば本格的に調査となると買収しなければなりません。それを想定いたしまして23年度には畑地帯を買収していくと。

24年度から25年度については、いわゆる残りの部分ですね、パナホームさんの方をやっていくと。遅くも25年度には買収を完了しなければならないと、このように思っています。

工事につきましては、今申し上げましたように、地盤改良の工事を23年度、それから、いわゆる本工事と申しますか、路体の工事ですね、それを順次進めていって、24年度までには基本的に354までは完了させるというスケジュールで進んでおります。

一応現在のところの工事の予定でございます。

○委員長（倉持悦典君）　中山委員。

○委員（中山栄一君）　そうすると、24年度までに国の補助を受ける部分については、予定どおりそのままいってもそれは補助の対象になるわけなんだ。それは問題ないわけですね。そうですか。わかりました。

○委員長（倉持悦典君）　次、岡田委員。

○委員（岡田伊生君）　農産物の直売所ということで、ちょっと質問というよりも要望に近いかなという感じはするのですが、私、農産物直売所大いに結構で、大いにサポートしていきたいと考えております。

その中で市が約2,000万円以上出しますよね、そうしますと、これは農政というより商工会の立場という考え方からの発想なのですが、前々から駅前の方に、例えば市内の特産物の推奨品の展示コーナーなどを、例えばの話、駅の方にでも展示できるようなコーナーが欲しいという要望的なものも出ていたと思うのですけれども、それはなかなか難しい点もあるということですが、たまたまこの2,046万5,000円を投入していただくわけですから、事業としては農協さんが主でということですけれども、その中に、これを見ますと大分急ぎの工事なので大分図面もでき上がっている状況の中で、建物云々でなくて、中の配列の問題ですから、例えばの話、今言いましたように、推奨品って今市内に、旧伊奈、旧谷和原の商工店主さんが認定を受けているものが９品目ほどあるのですよ。やわら三万石の日本酒とか、あるいは黒豆を入れたうどんとか、コシヒカリを練り込んだうどんとかあるわけですが、そういうものでどこかＰＲを兼ねたコーナー、そんなに大きくは要りませんので、この辺は課長の采配というよりは、農協さんの考え方もあると思うのですけれども、いずれ商工会としてはごあいさつに上がるということも考えているようですけれども、ただ、この中で課長の方というか、担当部の方でもちょっとその辺をサポートというか、アプローチしていただければ、もちろん委託にはなってしまうと思うのですけれども、あくまでもＰＲというスタンスが強くなると思うのですけれども、ぜひともその辺を、農政の

方も一つのこれを起爆剤にするということであれば、商品の方もそういう意味でちょっと元気をもらいたいということで、大分そんな話も出ていますので、その辺の考え方はどうでしょうか。ちょっとご意見をいただければ。

○委員長（倉持悦典君）　坂田課長。

○農政課長（坂田　宏君）　ちょうど岡田委員と同じ内容で副会長さんから要請があったものですから、農協さんの方にも上部には届いております。これからまた中の展示関係、細部また打ち合わせをやっていきますので、その中でまたお声がかかろうかと思いますので、私の方からも努力していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員（岡田伊生君）　よろしくお願いいたします。

○委員長（倉持悦典君）　ほかに。

堤委員。

○委員（堤　實君）　先ほどの東楢戸台線の件ですけれども、これの進捗状況ですけれども、あそこを通すに当たって、個別にあなたの田んぼ、あなたの畑についてどのくらいかかるのかとか、あるいは評価額とか、そういうのは大体でき上がっているのですか、リストか何かできているのですか。

○委員長（倉持悦典君）　中泉課長。

○特定事業推進課長（中泉次男君）　まず、今年度、用地の鑑定を行います。今の用地の価格の設定というのは、例えば４キロで要所要所を鑑定評価していきます。それで、同じ田んぼであれば、田んぼの土地でも例えば形状が四角だとか、長方形は耕作しやすい、あるいは道路に面しているということ、それから、端っこの方で水かかりが悪いとか、そういうふうないわゆる土地自体の付加価値ということで、画地評価ということで１筆、１筆に値段をつけていきます。それを今年度行っていく予定で、県の方には委託を契約してございます。

○委員長（倉持悦典君）　堤委員。

○委員（堤　實君）　そうしますと、個人的な地権者についてはまだ通告というか、あなたはこうなりますよという通達はまだしていないということですね。

○委員長（倉持悦典君）　中泉課長。

○特定事業推進課長（中泉次男君）　当然まだできる状態ではございませんので。

今年、予定といたしましては、それが済み次第、今年度買収させていただく土地もございますので、秋以降に当然なってくるかと思いますけれども、個別に通知をさせていただくと。皆さんからもご心配いただいているところですが、非常に面積が多いと、これ買収しきれるのかというようなものもございまして、その方法も今どのように買収していくかということも、今検討中でございます。

したがいまして、秋には今年度買収する地権者の方には単価の発表というか、お知らせをできる予定になっています。

○委員長（倉持悦典君）　古川委員。

○委員（古川よし枝君）　直売所の施設の事業のことですけれども、この直売所をつくることによって、市内の生産者が活性化に生きがいを持って農作業に励むことができるということ、それから、消費者も新鮮で安心な野菜が買えるという、そういうことをきちっとこの事業の中に位置づけているんだと思うのですけれども、来年オープンですと、既に、話を聞くと事業についてはこれから検討していく部分が多いかと思うのですけれども、生

産者が参加するということではかなりの呼びかけも必要だと思うのですね。その点では来年オープンですと、そんなに長い時間はないわけですけれども、どのように参画を要請したり、その辺の生産者の反応というのはどうなのでしょうか。

○委員長（倉持悦典君）　坂田課長。

○農政課長（坂田　宏君）　ついこの前の直売所の検討委員会といいますか、建設委員会の資料をいただいたのですが、今ここに持っているのですけれども、農協さんではアンケートを考えているようです。

ここにアンケート用紙があるのですけれども、これについてもすぐやらないと間に合わないだろうという話が出ましたので、今度は部会のトップの方を巻き込みながら積極的にアプローチしていくと。これも出すんだけれども、その前に電話攻勢もやりますよと、200人程度を農協さんでは考えているようです。

それと、当つくばみらい市ばかりではなくて、取手市、守谷市の方も役員になっておりますので建設委員会の、当然お互いに協力しながら、守谷市にないものを例えばつくばみらい市で出すとか、こちらにないものは取手市からもらう、相互にやり取りをしながら、また他県の生産者も一時期は入れなければならないだろうというお話も出ています。それらについても、今年から作物によっては種をまいて育てるというのもありますので、至急にこれは考えなさいという農家の方のご意見も12日にはちょうだいしていますので、我々も含めて、隣接も含めながら幅広く考えていきたいと思っています。

○委員長（倉持悦典君）　古川委員。

○委員（古川よし枝君）　農産物ですけれども、基本的に基準としてはどういう基準を設けるかというのはあるかと思うのですが、有機栽培でもきちんとそれが認証されるようにしていくとかあるのですが、そういう方向性というのはどういうふうになっていますか。

○委員長（倉持悦典君）　坂田課長。

○農政課長（坂田　宏君）　今のところそこまでは考えていないのですが、去年の隣接、つくば市ですか、やはり農薬の徹底といいますか、なるべく使わないということでやっているところが今は多いようです。

いずれにしても、つくばみらい市については大がかりな直売所は初めてなものですから、「ほっとやわら」とか今の小さい直売所はありますけれども、それについても普及センターを初め、関係機関の協力を仰ぎながら、指導を仰ぎながら生産者にも伝えて、応援していきたいと考えております。

○委員長（倉持悦典君）　古川委員、いいですか。

ほかに、岡田委員。

○委員（岡田伊生君）　この東楢戸台線の件でちょっと、要するに今考えていることというのは、例えば、あくまでも片側一車線という考え方でこれ計画をずっと立てているのですか、それとも、前にその利用頻度によってやっていくんだというようなことを言っていましたけれども、これは今からそれを全部調査してやっていくのか。

それともう一つは、27年度で一応区切りをつけなくては、合併特例債のしりがありますよね。例えばですが、もしつまずいてしまったといった場合に、当然その先はどのようにしていくのか、なかなかこれはお金のこともありますし、合併特例債はあくまでも10年間でこうやっていかなくてはならない。そうすると、つまずいたらあとその先、お金の振りかえとかいろいろな意味でどんなふうにいくのか、ちょっと教えていただければと思いま

す。お願いします。
○委員長（倉持悦典君）　中泉課長。
○特定事業推進課長（中泉次男君）　まず、暫定は、現在の計画は暫定２車線ということで全線整備をしてまいります。いわゆる本線は現在の計画にはのってございません。なぜならば、都市軸道路、これが暫定２車線供用開始でございますので、これとつながる道路でございますから、暫定２車線で整備をしていくというのが現在の計画です。
　それともう１点、大変難しいご質問ですけれども、まず27年度までに、我々合併特例債の使える年度までにどんなことをしても整備を進めていくと、これのみでございます。
○委員長（倉持悦典君）　岡田委員。
○委員（岡田伊生君）　そういうことですが、都市軸道路はたしか25年ですよね、守谷から全部入ってきて駅前まで来るのが。25年で２車線という考え方で都市軸道路も来ますよね、そうすると、それにあわせて全部行くと、はい、わかりました。
○委員長（倉持悦典君）　いいですか、ほかに。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長（倉持悦典君）　もしほかになければちょっと私から一言。
　まず、直売所、かねてから我々望んでいたといいますか、つくばみらい市といいますか、ＪＡ茨城みなみ管内で本格的なというか、こういう形の直売所は初めての設置になると思うのですが、私たちも直売所をあちこち見て歩いているのですが、過去には千葉県あたりではビニールハウスの大きいような、本当に施設にお金をかけないでやる方式が大分はやっていたのですね。でも最近新しくできるのは、鹿島灘とか、あの辺もそうなのですけれども、売り場に付随して食品の加工場も、ガラス張りで見えるような加工場をつけたような、本当にすばらしい施設が多いですね。そういうものから比べるとちょっと寂しい気はするのですが、何はともあれ本格的な直売所が初めてできるものですから、これを課長、よく育てていってもらいたいといいますか、次にワンステップ上がるような、決してこの直売所が成り立たないような環境ではないと思いますので、生産者も意欲をいっぱい持っている生産者がいるわけですから、ぜひよろしくお願いしたいと、要望したいと思います。
　この議会からも議長と私が建設委員ということになっていますので、そういう経緯に関しても、この期間は携わっていきたいと思います。
　それから、廣瀬委員からの意見にもありましたように、1,000万円という売り上げの目標を聞いて私もあぜんとしたのですが、やはり10倍ぐらいの計画でいかなくてはならない施設だと思いますので、その辺もあわせてよろしくお願いします。
　それともう一つ、合併特例債のことですが、この事業に関しては、特殊な事情があってこういう変更がなされたと。そのほかにも合併特例債事業に関しては、今議会でも中山栄一議員と秋田議員から一般質問でなされましたね。市長の答弁の中では、見直さざるを得ない部分もあるというような答弁があったかと思うのですが、一つは合併特例債事業というのは合併時の市民に対しての約束というような、こういうことを整備するという合併に対しての条件をつけたような部分もあると思いますので、変更もしくは中止になるようなときには、市民に対して、よく理解を得られるようなことをしながら進めてもらいたいと、これも一つ要望しておきたいと思います。
　坂田課長。
○農政課長（坂田　宏君）　委員長の今のお言葉なんですが、ちょっと私の表現がまずか

ったかもしれませんので、もう一度繰り返します。
今現在、茨城みなみの直売所、上小目のところですね。あれの20年度の売り上げが1,760万円ですね。目標数値として上げた、国が上げた数字ですね、これが約3,000万円ということでご理解をお願いしたいと思います。
○委員長（倉持悦典君）　全体ですね。
○農政課長（坂田　宏君）　いや谷和原直売所で3,000万円目標です。
○委員長（倉持悦典君）　そうですか、わかりました。
○農政課長（坂田　宏君）　今現在1,780万円ですから1,000万円増ということです。
○委員長（倉持悦典君）　そのぐらいは十分いけると思いますので。
では、ほかにご意見がなければ、議案第39号に関しては以上で質疑と意見を終了いたします。
なお、この議案に関しては、採決はいたしませんで、本会議の方にゆだねたいと思います。
ここで執行部の方には退席いただきます。ご苦労さまでした。
暫時休憩、10分間したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

午後２時３１分休憩

午後２時４０分開議

○委員長（倉持悦典君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。
次の議案は請願でございます。請願第３号　「気候保護法（仮称）」の制定を求める請願書を審査いたします。
この請願は、平成21年６月２日付で、つくばみらい市板橋483、新日本婦人の会、穴久保あい子氏より議長あてに提出されております。紹介議員の川上文子君が出席しておりますので、説明を求めます。
○紹介議員（川上文子君）　資料を配ってあると思うのですが、「気候保護法って何」という、この資料をちょっと手元に置いていただいてよろしいですか。それに基づいて説明をしたいと思うのですね。
請願文書は割と短くて、突然、気候保護法の制定と言われて、何なのだという疑問も持つところなので、国際的に取り組んでいるテーマということで、前回の議会でグリーン・ニューディール政策、公明党の方からの請願もあって採択をされたわけですけれども、関連する中身ということです。
それで、気候保護法の制定という話なのですけれども、請願している新日本婦人の会というのは国際的に認められた、国連で認証されたＮＧＯの団体なのですね。その国際的なＮＧＯの団体と力をあわせながら、今、ＭＡＫＥ　ｔｈｅ　ＲＵＬＥキャンペーンというのを国際的にやっていると。その一環として全国各地で、新日本婦人の会を含めて、この気候保護法の制定を求めるという運動が広がっていまして、それで地元の新日本婦人の会から当議会に気候保護法の制定を求めるという請願が出されたというのが中側です。
非常に大きな取り組みなのですね。だからインターネットをやる方は「気候保護法」とか「ＭＡＫＥ　ｔｈｅ　ＲＵＬＥ」とか形でひくと、大量の情報が流れてくるという中身です。それに基づきながら資料をつくってみたのですけれども、資料の方を見ていただいて、「気候保護法って何か」ということで、ＭＡＫＥ　ｔｈｅ　ＲＵＬＥキャンペーン気候保護

法案委員会は、キャンペーンに参加する団体のうち、キャンペーンの目的を形にする法案の実現を目指して活動する団体で構成されていますと。

参加団体はどのぐらいあるのかということですが、アンダーラインのところを言いますが、キャンペーンの実行委員会、現在、全国・地域合わせて52団体です。全国団体としては21団体で、これ全部書けばよかったのですけれども、これロゴが入っていたので、私が打ったのでちょっと面倒くさかったのでこの部分しか入れませんでしたけれども、「環境・持続社会」研究センターだとか、もちろん新日本婦人の会、それから、全国地域婦人団体連絡協議会、地婦連のことだと思いますね、それを含めた21団体が全国団体として参加していると。

地域団体としては、下に列記をしておきました31団体、加えてキャンペーン賛同団体として全国で133団体が賛同団体として加わっていると。ＭＡＫＥ ｔｈｅ ＲＵＬＥキャンペーン、下の方ですけれども、何をつくろうとしているのかということで二つあって、一つは中長期の目標と、それから、もう一つは削減を進める仕組みをつくろうということで、（１）の「ルールって何」というところの中長期の目標ですけれども、目標値をどこに定めるかということで、地球温暖化によって最大6.4℃まで地球全体の気温が上昇すると、大変な温暖化で水没する国も出てくると予想されていて、大変危険だといわれているわけですけれども、その6.4℃に予想される温度の引き上げを、何とか産業革命以前のレベルから２℃未満に抑えようというのが目標です。

そのために、世界全体で2050年までに温室効果ガスの排出量を少なくても半分にするというのが世界的な要求にもなっているわけですけれども、それに基づいて日本が、中長期の裏側２ページのところですけれども、削減目標を定めるという、これは当然世界に対する国の、日本の先進国としての役割ではないかと、その目標値を定めようということでグラフが載っていますけれども、日本が求めているのは2020年までに約25から40％、この数値として出しているのは、2050年までに80％の削減目標をということを掲げると。

（２）ですけれども、なぜ法律が必要なのかということについては、CO_2などの温室効果ガスを中長期にわたって大幅に減らしていくためには、法律としてその目標を定めることが、国の方針として揺るがないものにするということで大変大事ではないかと。地球温暖化問題というのは何十年にもわたるわけですから、政権が変わって話が変わってしまうということになってしまってはいけないわけで、法律をつくることによって数十年にわたった対応ができると、そういう点では大事だと。

だけれども、法律があるじゃないかと、地球温暖化対策に関する法律という名前の法律が確かにあるのですね。しかし、その法律では京都議定書の６％削減約束を守る、ここだけを目的とした法律として今つくられていまして、結果として中長期的な目標がないわけで、京都議定書の６％も全く今目標の削減も危ういという状況にもなってきていまして、現在ある地球温暖化対策に関する法律では不十分ではないかと、だから新たにつくりましょうということで、国際的に求める運動の中で、日本の国の中では気候保護法という形で、さっき言った多くの団体が求めています。

骨子案について、実際にもっと細かいものもあるのですけれども、骨子案についてめくっていただいて、前文は後で読んでいただいて、同じような中身、３ページのところにいきます。

「気候保護法」の骨子案というところの１の目的のところですけれども、気温上昇を産

業革命前のレベルから２℃未満にとめることができるよう大気中の温室効果ガス濃度を安定化させるための日本の中長期の目標を設定し、それを実現する仕組みを導入する。また、省エネを進め再生可能エネルギーを導入することで温室効果ガスの排出を削減し、地域の活力をはぐくみながら、持続可能な低炭素社会を創出するのを目的として定めると。

達成は、京都議定書第１約束期間の目標の達成として、京都議定書基準年90年比６％の削減、これをまず達成すると。

それから、３、中長期の目標については、2020年までに90年比30％の削減、2050年までに90年比80％の削減、同時に2020年までに一次エネルギーの20％を再生可能エネルギーにするということで、目標値を定めて、その後にさまざまなそのための炭素に単価をつける仕組みの導入だとか、めくっていただいて４ページになりますけれども、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入、それから、気候変動への適応計画の策定と実施、それから、地域の実情に即した、排出削減などの緩和や適応のための取り組みを促進する仕組みの導入、８番、温室効果ガス排出情報の公開、９番として取り組みの監視・市民参加の仕組みの導入、それから、10番目として国際的な取り組みへの日本の積極貢献というものを、具体的な法案自身はネット上でも細かいものは載っていますので、そういう中身でつくっていくことを求めるというのが、今回の気候保護法なのですね。

ご存じのように、６月10日に、その下については新聞報道を私がスライドしたのですけれども、麻生首相が発表しました2005年比マイナス15％というのを出したのですね。本来、世界的にいうと90年比でものを見ているのに、わざわざ2005年比でマイナス15％、既にその後に７％引き上がっていますから、90年比で見るとマイナス８％にしかならないという目標数値を出しました。抗議が続々と出ているということで、科学者の検証に基づいて、90年比マイナス30％の野心的目標を日本の目標として多くの人たちが求めてきたと、しかし今回の麻生首相の発表は、科学の警告を無視したと。京都議定書のときからの進展のない緩い目標ということで、実際にはマイナス６％が京都議定書の目標ですから、８％というのはわずか２％の上乗せでしかないわけですね。抗議声明が次々と出されているということで、化石賞というのが左側に載っていますけれども、麻生首相に化石賞というのが贈られまして、「化石燃料恐竜と仲睦まじい麻生首相」ということで、ＮＧＯ「ＦＯＥ」から化石賞が授賞されたという状況でもあります。

これについて朝日新聞は、検討委員会が90年比４％増から25％減まで六つの選択肢を公表しました。この中で経済界が大変圧力をかけまして４％増を強く押し出すと、やらなければ国民負担は急増するぞみたいなおどしもやって、これは大変ひんしゅくを買ったわけですけれども、そういう中でどう選択をしたかということで、斉藤環境相、それから、ＮＧＯは25％を含めて大幅削減をするということで主張したのですけれども、産業界の圧力に首相が負けてということだと思いますが、中間的な水準として選択をしたということで、12月に国際交渉がコペンハーゲンで開かれるのですね。そこに向けて今後数値が動くだろうといわれているわけですけれども、先進国全体で90年比で中間目標25から40％削減する必要があるという認識が国際的な認識です。

既に日本の福田内閣時代に、既に日本の国の目標は2050年に80％削減と福田内閣は既に出しているのですね。だから80％削減が日本の国の本来の、今団体が求めている目標値であるのですね。それにもかかわらず、今度出した麻生首相の数値というのは、あまりにも低いと、本気でやる気がないんじゃないかということで、できるだけ早く低炭素化に変え

ていくべきだというふうに朝日新聞は指摘をしています。

ちなみに、右の上に主要国の中期目標の90年比を上げておきましたけれども、ヨーロッパ諸国は30から40％の削減目標を掲げると、アメリカですらマイナス４％という形で、アメリカと匹敵するんだという話もありますけれども、アメリカ自身はオバマ大統領は2050年には80％削減だと、オバマさんは言っているのですね。そういう目標に向かってアメリカは今進もうと、オバマ政権になって大きく変わってきていてグリーン・ニューディール政策というのを、産業の活性化の上からもこの取り組みを進めようという方向で今動いているという状況にもかかわらず、麻生内閣の対応がこの状態ということで、12月に向けての課題なので、各議会で求める運動を出していくというのは大変大きいと思います。

きょうのしんぶん赤旗に、自民党が今国会に提出を予定している低炭素社会づくり推進基本法の作成過程で、自動車業界が自動車の温室効果ガス排出基準、この部分を全部削除しろということで要望して、削除したのですね、自民党が。お礼状が来ているということでお礼状もしんぶん赤旗には載っているのですけれども、明らかに産業界の圧力でこういう結果が生まれたという事実も明らかになってきて、さらに国の責任、自公民の政権責任が問われる結果になっていると。今後の対応が求められる結果になっているということだと思います。そういう大きな取り組みなのですね。

でも請願文書はちょっと短いのでわかりにくいので、一応資料を用意してみましたので、ぜひ採択をしていただいて、もともと日本の国が求めた目標値ということでもありますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○委員長（倉持悦典君）　説明が終わりました。

各委員の質疑、意見を求めます。

坂委員。

○委員（坂　洋君）　この地球温暖化の問題は、今、加速度的に一つの島がなくなるほどの大問題が出ておりますが、このＣＯ$_2$が排出してすぐに影響は、これはいろいろな専門家の話ですが、影響は出ないと。この気温の上昇の３分の１は数年以内、２分の１は25年以後、すべてが影響するのは1000年かかるというふうに、また、仮に今環境だけを考えて2020年には1990年比30％というのは、環境だけを考えると100％にしなければいけないわけですね。100％以外のことは考えられないわけですよ。仮に今100％にして、仮にですよ、ＣＯ$_2$を排出ゼロにしても、夢のような話ですが、現在の気温に戻るのは50年かかると。このもとの気候に戻るには数世紀かかると言われているのですね。

今、地球を汚すエネルギー100年使ってこういう状態になって、これからは地球を汚さないエネルギーに変えていこうということですよね。すぱっと切りかえられればいいのですが、いろいろな事情で切りかえられない。その事情というのは、経済的な成長、それから、家計に対する負担、例えば100％削減という世の中を考えた場合、夜は全く電気を使わない社会ですね。

じゃあ50％削減の国民負担というのはどんなものかなと思ったのですが、恐らく自分が子供のころの、あの薄暗い夜を過ごして、車も通るのが珍しいという、想像ですけれども、そういう世の中かなと。じゃあ30％の削減の世の中ってどういうものかなと考えていくわけですね。今、麻生首相が15％削減をしていくんだと、この削減は森林の吸収分は含まない、国外からの排出枠取得分も含まないで純粋に日本の私たちが生活する、また工業生産

の純粋に行動する中で15％の削減であると。この国民負担ということで、いろいろな節電を要求されます。

まず、太陽光発電を現状の20倍にするということですね。今、太陽光発電をつけるには230万円かかると。新車の50％、そして保有数の20％を、今走っている車の20％をエコカーへ買いかえなければいけないと、15％削減の世の中というのはそういうことですと。これは車を買う場合は、150万円ぐらい今の価格より高いわけです。これから新築する住宅の80％を省エネ住宅にしなければいけない。これも100万円ほど高いわけです。

あと、そのほかに省エネ製品とかテレビ、エアコン、冷蔵庫の買いかえをこれから各家庭がしていかなければならないと。この15％というのは、こういう国民に負担が大きくかかるような状況で、いい影響もありますし、悪い影響もあると。

先ほど言った15％、排出枠取得分が入っていない、森林吸収分が入っていないとなると、30％の方もかなり近づくのではないかと思うのですね。

これからは数値のせめぎ合いだと思うのですが、実現可能かどうか、多くの国民が納得するものでなければならないと思うのです。私は、この中期目標を出したということだけでも大変な勇気があったと思うのですね。アメリカなどは京都議定書に参加しなかったと、この経済成長に大きくブレーキをかけなければいけないという意味合いがありますので、この目標を出しただけでも勇気があったと思うのですね。

確定的なのは、この12月のコペンハーゲンの国際会議で決まるようですけれども、私はこれは15％上積み、森林の吸収分とか他国からの排出枠取得分を考えて、かなり30％に近づくのではないかと思っているのですが、今後見守っていきたいというのが私の気持ちなのですね。

以上です。

○委員長（倉持悦典君）　川上議員、今の坂委員の意見に対して何かありますか。

○紹介議員（川上文子君）　90年比30％削減というのは、省エネと燃料転換、それから、再生可能エネルギーの普及を組み合わせれば十分実現できると言われていて、だからこそ斉藤環境相も含めてそういう方向で提唱して、残念ながら麻生さんに押し切られたということで言われていて、実際にはエネルギー効率に大変差がある、大きなばらつきがある、効率の悪い施設もたくさん残されているのですね。そういう部分の是正だとか、石炭を使う必要がないところに石炭を大量に使っているとか、30％目標というのは環境相も推し進めたように極めて現実的な、さっき言われたように、麻生さんが出したのは真水だから、そこにもろもろを加えれば、真水の目標にもろもろを加えればということで十分できる目標だし、引き続き50年までに本当に80％、要するに２℃までの引き上げにしなければ大変な事態が起こってしまうというのが現実なので、今お話があったように、２℃未満にならなかったらというところでの試算を見ると、世界人口80億人の４割近い人が２℃を超えると水不足になると、マラリア等の感染も急増するという事態もあるわけで、大変深刻な事態が明らかに。だから世界的な取り組みになっているし、日本の中でも取り組みが求められていて、事態を見守るというのも大事だけれども、やはりきちっと劇的な状況だからその方向での数値を定めて、そこに向かってどうできるかということを、やはりやるべきですよね。

だから、目標を定めるということはとても大事なことだから、見守ってきているのも大事で全体的な中で意識も上がってくるのもあるでしょうけれども、今、本当にその数値を

定めて、そこに向かった具体的な取り組みに足を踏み出すというのが、坂委員もこの間、ずっと力説されていますように大事なところだと思うので、それこそ公明党さんも含めて、今、強く要求していることではないかなと思いますよね。

○委員長（倉持悦典君）　坂委員。

○委員（坂　洋君）　環境のことだけを考えれば、私も30％といわずに50％、80％、100％にすべきだと思います。でもそれができないので、数字のせめぎ合いになるということですね。

斉藤環境大臣は、05年比で21％から30％を要求したわけですけれども、当初、政府は14％といっていたのですね。これを斉藤環境大臣は直談判をして１％上積み、この１％だけでも大変なことのわけですよ。それを大ざっぱに30％、50％、こういうことは言えないわけですけれども、本当に日本だけが例えば50％削減して、世界的な日本も絡みがありますので、日本だけがこれだけ経済成長をおくらせるというわけにはいかないと思うのですね。本当に今、経済界と環境団体、ＮＧＯとの引っ張りあいの状況ですけれども、その辺のところは、私はもう少し時間を置いて見守っていきたいというところなのです。

○委員長（倉持悦典君）　川上議員。

○紹介議員（川上文子君）　せめぎ合いって、どこのせめぎ合いかということなんですね。

多分国民の努力の問題と、それから、産業界の努力の問題でのせめぎ合いなのかもしれない。この間も、そんな目標があったならば国民負担は１世帯当たり100万円の負担になるんだよということで、産業界が連名でアピールを出したわけですよ。でも実際に言うと、家庭の排出量というのは国全体の５％でしかない。65％は巨大発電所だったり巨大工場だったり大企業が出しているわけで、それらが自分の産業界の経営を守るために、そこでの負担を何とか受けたくないという思いが、この間の目標数値などの設定についても、かなり強く産業界が動いているということがあって中間値になったわけだけれども、そこのせめぎ合いで、やはり産業界にきちっとその位置づけをさせる。それがオバマさんが絶対だとは全く思いませんけれども、グリーン・ニューディール政策などの中でも企業にそのことをきちっと求めていくという対応を、今、日本がしないと、そこは難しい。

国民が大変なのではなくて、多分企業にそのことを守らせるということに難しさが一番あって、でも、そこをやるということが今大事なんだと思いますね。

○委員長（倉持悦典君）　また別の委員からの意見も。

中山委員。

○委員（中山栄一君）　私、この辺の数字的なことがよくわからないので、ただ請願書で二酸化炭素を少なくしようと、これはだれも共通した認識であって、京都議定書でも６％1990年から削減しようと、それも危うい状態であることは確かなんだよね。2050年までに半減しようという大きな目標も一応掲げてあるわけなんだよね。アメリカもまだまだ京都議定書にも賛同していない状況の中で、我々の範囲で30％、80％といわれても、それがどんなことを意味しているのかさえも、なかなか理解がまだまだされていない状況ではないかと思うのです。

きょうここで請願書で採択するかどうかをやるのは非常に難しいので、もうちょっとその辺を考えないと、もちろん2050年までに半減しようという大きい目標を立てた京都議定書、そこで世界がそろってやっていこうということでやっているわけなので、その目標さえも危ういという状態で、80％、請願してそれを守らせようといっても、果たしてそうい

うこと、我々の議会の範囲で請願として採択することがどうかという問題もあるし、その辺も含めてもう少し真剣に考えないといけないと思うのですけれども、勉強不足で大変申しわけないのですけれども、私はそんなふうな意見ですね。

○委員長（倉持悦典君）　ほかに。

岡田委員。

○委員（岡田伊生君）　法律ですから、国で決めるというのが大前提にあるのかなと思うのですよ。

ですから、私は、住民がどう要求するというか、どういうふうにしてもらいたいのかということが請願として出てくるわけですから、数字も確かにわかりません、はっきり言って。ただ、減らした方がいいだろうというのは、中山委員が言われるようにあるわけですから、その中身は、確かに今からいいのか悪いのかは別にして、こういうふうにしてくださいということでお願いをするのであれば、いろいろな、どこから出たからこうだからというようなことじゃなくて、本来の請願たる部分を見れば、数字の方は果たしていいのかどうかというのは私も本当にわからないですけれども、ただ新聞記事で言う例を見ると、福田内閣時代には確かにこういうことがあったんだということもあるわけですから、ただ何度も言うようですけれども、市民として、あるいは国民として、これでいいんだろうかということで投げかけてあるのであれば、私は別に何らここで決めるということではありませんので、国が決めることですから、ただ国民がどう考えているのかということを出すだけですから、私は別にそれにそれほど抵抗はないと思っております。

○委員長（倉持悦典君）　ほかに。

古川委員。

○委員（古川よし枝君）　私は、この請願をぜひ採択して、大変な時代を迎えている環境問題で、議会が意見を出すべきだなと思うのですね。

それで、先ほどの中間目標のことですけれども、結局2005年を基準にして麻生さんが出してきた実質８％の削減ということ、諸外国から比べると、特にヨーロッパ諸国と比べると低い目標値になっているということで、これを実現したらどうなるのかという想定というのは難しいですけれども、今でも各個人では省エネというのは本当に個々に関心を持ってやっていることなのですね。ですから、そういう意味では、ぜひこれを法制化して、きちっと政治が、政権が変わろうともきちっと環境問題は依然として変わらないわけですから、進めていけるように、法制化を求める市民団体の意見を吸い上げていただきたいなと思っています。

○委員長（倉持悦典君）　ほかにございませんか。

廣瀬委員。

○委員（廣瀬　満君）　ＮＰＯ法人とかいろいろな会の中で出してきているわけですけれども、温暖化の対策としては、国の方で一応は法制化されているわけだよね。それで今後削減に向かってということで、諸外国とのバランスもとらなければならないと思うのですけれども、とにかく工業国である以上はどうしても削減目標を守るというのはきついと思うのです。日本の場合は島国で海の中の一国であるということで、ヨーロッパあたりは全部陸続きでつながっていて、工業化の中で国民が生活をしていくという中で、一番アメリカが工業国の先進国であって、一番京都議定書の中でも賛同しなかったわけだね。

今後、国としては削減目標に向かって、ある程度のルールというか、世界的なルールで

すね、それを今決めようとしているわけだね。それで、できるところから経済的に買い取るよと、日本の場合もそういう形をとると思うのです、要するに産業界としては。

どうしても削減できないところは、削減できるところにそれだけの犠牲を払うというか、代がえを払って買い取ると、それで日本の目標を削減に向かって持っていくというのが今後の一つの課題かなと思っているのですけれども、とにかく国民そのものも経済の停滞によって各個がそれだけのゆとりというか、マイナスになってくる、そのバランスだと思うのですよ。

確かに環境、今、温暖化という形で大分農産物なども南から北へ移っていくような形になっていて、大変問題にはなっているとは思うのですけれども、そういう面ではちょっと国の方でこういう法制化をしているわけですから、一般のＮＰＯとかそういう団体で、それを法制化に向けてということは必要ないのかなという感じは持つんですね。

○委員長（倉持悦典君）　ほかにご意見ございませんか。

では、私からもあれですけれども、これ大変難しい問題だと思うのです。今、各委員の意見を聞いても。

川上議員が一生懸命説明されてもちょっとピンとこない部分もあるし、CO_2削減というのはだれも反対するじゃなくて、絶対進めなければならないということはだれも認識しているわけですね。ただ、個人個人の立っているスタンスによって本音と建前が変わってきてしまうと、産業界にいる人だって、自分の子孫にいい環境を残したいというのは当たり前だと思うのですが、今自分が飯を食うためにはそうばっかり言っていられないというような、俗に言えばそんなことだと思うのですね。

国内でもそうですし、今度、各国の中、先進国と途上国の中でも、途上国は今までみたいな生活を守って発展をするというか、エネルギーを化石燃料も使わないで我慢していろという意見になってしまうとか、その国によっても、個人によっても、立っているスタンスによって本音と建前が全然違ってきてしまうと。そこに難しさがある。このことに関して、数字は岡田委員と同じ、私もわからないですけれども、これ大幅な削減をしなければ絶対だめだと思います。

何年か前に、私の仕事の範疇なのですが、カーエアコンの冷媒のことで代がえしたり、もう既に南極のオゾンホールは大きく穴があいて、あのオゾンホールが今どうなったか、今は全然報道もないし、人類が滅亡してしまうような報道がずっとされていましたよね。代がえフロンであっても絶対にオゾンホールを傷つけないわけではないですから、傷つけているわけですけれども、今は騒がれなくなって、何かこの数字に関しても、そういう報道陣とか、そういうもので我々も左右されてしまうようなこともあるとは思うので、これを今ここで採択、不採択の賛否をとっていいものかどうかというものも迷うぐらい、ちょっと迷っているのですが、私、委員長としても。

各委員のそういう部分のもの、これ必ず、各委員が今話してもCO_2を削減しなくてもいいという意見は一つも出るはずはないのですね。ただ、じゃあどういうアクションを起こすかということだと思うのですけれども。

中山委員。

○委員（中山栄一君）　この数字的なものが私にはわからないんだ、これ。

京都議定書で、1990年から半減しようと、2050年までに半減しようという努力を今しているわけだよね、世界各国で。

○紹介議員（川上文子君）　中期目標というのが、そこで先進国では半減しようと。
○委員（中山栄一君）　いろいろな政策をとって、日本でも、2008年から2012年までの６％削減さえも危うい状態なんだけれども、中長期では2050年までに半減しようということで世界的に努力しているわけだよね。
○紹介議員（川上文子君）　先進国では中期2020年で半減。欧州だとか。
○委員長（倉持悦典君）　ちょっと済みません。各委員の意見を今お聞きしました。これをどういう扱いにするかということなので、暫時休憩をとります。

午後３時１８分休憩

午後３時２４分開議

○委員長（倉持悦典君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。
　堤委員。
○委員（堤　實君）　いろいろ話を聞いていますけれども、みんなほとんど考えは同じだと思うのですよ。しかし、正直なところ、専門家でもこれをこのように変えたらどのぐらい削減できるかという数字なんか全然ないんですよね。例えば電力関係でしたら、今叫ばれていますよ、要するに火力というのはかなり石油を使って、エネルギーを相当捻出しているということで、これを原子力にすると何％というのは大ざっぱには出ています。いろいろな面で、要するに車でも家電でもエコ時代ですよね。それでも具体的にどの程度削減できるかという数字というのは、実際出ていないんですよ、専門家でも。
　ですから、その中で我々も、私も大いにやるべきだという考えは大賛成なのですよ。確かに大変な問題なのですね。しかし、この数字が何か説得力があるかとか、我々がじゃあ賛同できるかということになったら、全体的に削減しなければいけないということは賛成だけれども、このような数字について云々できるような、私も知識も全然ないし、ここで諮って云々ということは非常に私も難しすぎるということがまずは言えますね。
　以上です。
○委員長（倉持悦典君）　岡田委員。
○委員（岡田伊生君）　私も賛成の立場というような解釈もされているところもあるのですが、確かに基本的には皆さんと同じで、これ本当に子供の学校教育から始まって、ずっとこの教育はしているわけですよ。ですけれども、これではいけないんですよ、だからもっと今ある現行というか、今政府なりが考えているよりももうちょっと数字的なものもこうしてくださいよということならば、まだある程度は納得できる部分というか、皆さん納得できると思うのですけれども、これを見ると新しい法律をつくりなさいという制定ですから、つくってくださいというと、なかなかこれも抵抗あるのかなという感じはするのですよ。
　ですから、勉強させてくださいというところですかね、私は。
○委員長（倉持悦典君）　休憩を挟んで会議を再開したのですけれども、今の岡田委員、堤委員の意見に要約されると思うのです。
　このＣＯ$_2$削減、それがイコール環境、地球の気候を守っていくということは当然だし、ＣＯ$_2$を削減しなければ、我々の子孫が生きていけなくなるほどひどいことになるのも確かなんですね。
　ただ、今、岡田委員が言うように、確かにＣＯ$_2$のことが主とする法律を新たにつくれ

というなら、なぜ今の法がこういう足りないところ、補てんしなくちゃならないところ、数字的に甘いところがあるという、そういう方向に行かないで、こういうふうに新しい法律を策定しろということになってしまうかもちょっと疑問だし、また、私も勉強不足でありますが、新しくつくれという法律に、また違う意味もあるのかどうか、もうちょっと我々も勉強してみたいということなので、これを今ここで採択、不採択をしないで、一つは私の個人の意見なのですが、継続審査という形でもう一度してみたらと思うのですが、どうでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（倉持悦典君）　それでいいでしょうか。もう一度、この次の議会までに継続審査ということで。

　では、請願第３号を継続審査とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（倉持悦典君）　全員挙手でそういうことで、請願第３号は継続審査と決定しました。

　古川委員。

○委員（古川よし枝君）　ごめんなさい、継続にする、これからだと思うのですけれども、私は採択の意味で発言したのですけれども、どういう形で学習していくのかというのもきちっと決めていかなければならないと思うのです。

○委員長（倉持悦典君）　岡田委員。

○委員（岡田伊生君）　ですから、継続って勉強会ですよね。だから一つのはてながついているのは、なぜ今この新しい法律なのかということだと思うのですよ。今まであるというか、政府的に。守る、守らないは数字を入れてもらって要望なり何なりしていけばいいことで、だから、何でもかんでもこの法律をつくらなければだめなのかということを勉強させてもらいたいと思います。

○委員長（倉持悦典君）　そういうことだね。

○委員（古川よし枝君）　勉強させてもらう、各自継続で勉強して、次の議会で結論を出すという。

○委員長（倉持悦典君）　当然その間にまた委員会も開かなくてはならないしね。

　複数会開くかどうかは、また委員の意見を賜りながら、今度の９月の議会に向けて結論を出したいということですけれども。

　では、一応この請願に関しては、我々ももうちょっと勉強してみたいということで継続審査ということに決定します。よろしくお願いいたします。

　もう一つ請願が出ております。

　続いて、請願第４号　農地法の「改正」に反対する請願を審査いたします。

　この請願は、平成21年６月２日付で、取手市新川297、県南農民組合組合長の岡野　忠氏より議長あてに提出されております。

　この請願に関しても紹介議員の川上文子君が出席しておりますので、説明を求めます。

　よろしくお願いいたします。

○紹介議員（川上文子君）　まず資料ですけれども、「農民」という新聞を、農民運動全国連合会から出している「農民」という新聞、これは３月のものなのですね。真ん中の４、５という見開きのページをちょっとあけていただいて横に置いといていただいて、いろい

ろありまして、それから、請願書自身ですね、それともう一つは衆議院の農水委員会での農地法改悪法案可決に抗議をするというもののコピーを配らせてもらいました。それが手元にありますか、衆議院の農水委員会での農地法改悪、ありますよね。

それから、もう一つ、農業委員会で可決をして国の方に出した農地法の問題で、つくばみらい市の農業委員会が採択をしました。それのコピーを農業委員会からもらいましたので、配りました。ありますか。農地法改正案の廃案を求める建議というのがあるのですね。これは４月27日に農地法の一部を改正する法律案を廃案することということで、つくばみらい市の農業委員会が建議を出したのですね。これは４月27日に参議院の議長に提出がされました。

あともう一つ、この農地法の関連で、今議会にそれぞれ、本当に説明がない中でこの法律の審議が進められているので、実際にはきょう参議院の農林水産委員会で強行採決しようという日にあるわけですけれども、新聞紙上でもあまり報道されていなくて、それから、この間の衆議院の中での一部の修正内容などについても、ほとんど国民が知らない中で進められているということで、非常に取り組みがおくれてはいるのですけれども、そういう中でだんだん物事がわかるにつれて反対の声が広がっているという状況で、きのうですか、美浦村の議会はこの請願を採択をいたしました。それが県内では一番新しいぐらいかもしれないですね、という状況です。

それで、説明ですけれども、これはかなり請願書が丁寧に書いてあるので、請願の趣旨のところを見ながら説明をさせていただきたいと思っています。

請願書、手元大丈夫ですか。そのまま読んでいきますね。

今国会に提出されている農地法「改正案」は、当初、これまでの農地法に規定された「農地は耕作者みずからが所有することを最も適当であると認め」、「耕作者の農地の取得の促進」「耕作者の地位の安定」をはかるという記述をすべて削除し、「農地を効率的に利用する者による農地についての権利の取得を促進する」という形で提案をされました。

その中身がさっきの農民の新聞のところで広げていただいたのですけれども、見開きのページの真ん中のところに、改悪の法案が上に載っていまして、現行法が下に載っています。

初めの政府案は「耕作者」という文言がすべて削除されるという形で、耕作者主義という、ずっと守ってきた耕作者主義が全く削除されるということで大問題になりました。その請願書の続きを読みます。大変大問題になりまして、「衆議院の審議の中で、これらの文言が一部復活しましたが、それでもなお、今回の法「改正」は、戦前の寄生地主制度への反省から確立してきた、農民的な土地所有と家族的な農業経営による農業生産の発展という戦後農政の根幹を覆すもので、やがて大企業の農地所有に道を開くことになりかねないという懸念を払拭できません」ということで、改正案の修正の中身について、もう一つのコピーのどういう修正だったかというところなのですが、衆議院の農水委員会での農地法改悪法案可決に抗議するというコピーがありますよね、そこに農民運動全国連合会の会長が抗議をする文章を載せていまして、そこに修正内容が載っている中身をアンダーラインを引いておきました。

修正では、耕作者主義を全面的に放棄した政府改正案第１条に、「耕作者みずからによる農地の所有が果たしている重要な役割も踏まえつつ」、「農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮」、「耕作者の地位の安定」などの文言が入りました。しか

し、耕作者主義の核心である「農地は耕作者みずからが所有することが最も適当である」という条文は削除されたままです。修正案は大企業や多国籍企業までも耕作者に含めて、その地位の安定を図るものであり、政府原案と本質において何ら変わるものではないと批判をしています。

これは、政府の要綱を見ましても、賃貸の条件として、農地を適正に利用していない場合に賃借を解除する旨の条件をつけさえすれば農作業に常時従事すること、それから、農業生産法人であるという要件を課さないことができるという形で基本的に変えているのですね。それで、この修正をした中身の中の、農地の所有権の問題ですけれども、修正案では耕作者という言葉を復活をして、耕作者の地位の安定を法の目的の一つに盛り込んだわけです。しかし、実際に常時耕作をするというものについて言うと、実際の農業をやるということが要件ではなくて、管理することも含めて常時耕作をするという要件に含めているということがありまして、結果としては実際には企業の中で役員か何かがその役割を、管理する役割を担えば、常時耕作をするという要件に値するという形になってしまうのですね。

その判断の基準についても農業委員会がしていくわけで、市町村長が意見を述べるということがつけ加えられているけれども、実際には市町村長の権限は全く課せられていなくて、農業委員会の役割が非常に大きくなるのですね。だけれども、農業委員会自身が、じゃあその役割を果たすほどに十分今充足されているかというと、合併等でどんどん農業委員会なども人が削られている状態で、農業委員会にその判断の基準が設けられたとしても、結果としてそれが正しく契約内容について監督をしていくこと自身ができないという問題が、国会の中でも強く指摘されているという状態です、ということです。

本文の方に戻りますけれども、「改正案」では、修正の過程で「業務執行役員の１人以上の者が農業に常時従事する」という規制を付加したとはいえ、「農地を適正に利用していない場合は貸借を解除する」旨の契約条項があれば、農業に関わらない大企業や外資系企業を含む一般企業でさえ、農地を利用することができることになります、と書いていますけれども、今言った中身がそういうことで、業務執行役員の１人以上が常時従事すれば、その特約条項を設けて付加すればいいという、その判断は農業委員会に課せられるということになったわけですけれども、さっき言ったように、農業委員会の体制が非常に不備だということと、それから、常時従事するというもの自身の中身が、実際には農作業をするという意味ではなくて、管理業務を含むということがあるものですから、企業が入って管理者を１人置けば、農業に常時従事をするという過程で認められるという結果になってしまうのですね。

したがって、今回の改正の内容、中身に修正をしたとしても、基本的に今までの耕作者主義の削除という、本来の改悪の中身は何ら変わっていないということが言えるのではないかということが、ここに書いてあるんだと思いますね。

その後にいきます。しかも、これまで農家間の農地の賃貸借を安定させるために地域ごとに定めてきた「標準小作料制度」を削除することは、財力のある大企業に優良農地が集積され、政府が育てようとしてきた認定農家や集落営農さえ、その存立を脅かされかねない、ということで、政府の要綱を見ましても、小作地の所有制限及び小作地を国が強制的に買収する、その措置が廃止をされる。それから、自作農創設のための強制的に未開墾地を買収して農家に開墾させる制度、標準小作料制度等を廃止をするということが明確に打

ち出されています。このことについては、修正内容は全く触れていないということで、何ら歯どめになっていないと。

その後の文章にいきます。しかも、貸借契約期間が、今まで20年だったのが50年ということで延長されます。長きにわたることは大企業による優良農地への権利を固定するものになると、特に賃借の点で間口をうんと広げたのですね。広げて、しかも賃借期間は50年ということになると、実際に貸した人が亡くなった後も賃借契約は続くということも起こるわけだし、それから、さっき言ったように、常時従事するという規定のあいまいさも含めて、大企業が買い占めて、結局その農業がうまくいかないからということでほかのものに転借をするということも、農業委員会が十分なチェック能力を持たなければ十分にあり得るということになってしまう。

政府は耕作放棄地の広がりを防止し、食料供給力の強化を農地法「改正」の目的としている、確かに大変困難な状況があるのも現実だと思います。

しかし、耕作放棄地が増大している原因は、農地法に問題があるのではなく、農民の努力が欠如していたからでもありません。農産物の輸入自由化や市場原理等によって、家族経営農業の継続が困難になったためであり、これまでの農政の結果にほかなりません。経済情勢の変化を口実に、社会的責任を放棄して派遣切りや雇いどめを行っているような大企業が、国民の共有財産である農地を支配することは、もうけのために農地が資産化される懸念を払拭できず、最も持続的で安定的であることが求められる農業とは相容れません、と言っています。

実際に耕作放棄地がたくさんあることも事実ですけれども、国会の参考人質疑の中でワタミファームという株式会社が参考人で意見書を述べているのですね。ワタミファームは企業として農業に参入をしたわけだけれども、結局三、四年で１億円の赤字を出してしまったと。社長自身が言っているのは、結局耕作放棄地という形で放棄されたものを私たちが借りたとしても、もともと放棄せざるを得ない土地であったということも含めて、とても黒字に転換できないと。それは私たち民間でやろうともＪＡでやろうとも同じで、しかも、いい農地だったらいいのかと言われても、なかなか利益を生めないというのが現実だという報告を出しています。

確かに高齢化をしていて、それで、この農業をどうするのかという問題が現実にあるのも確かだと思うのですけれども、じゃあ、企業が本当にそこに参入したときに農地として生き返るのかというと、現在でも、今の法律の中で十分企業も参入できるわけです。農業生産法人含めて参入できることになっていて、300ぐらいの企業が参入しているわけですけれども、全国農業会議所が行った08年度の農外法人企業の調査の結果を見ますと、黒字の法人は11％に過ぎないと、63％が赤字というふうに調査結果を出しています。既に農業に進出した31企業法人が撤退をしているし、オムロンやユニクロといった有数の企業が最先端の農業経営ともてはやされながら数年であえなく撤退したと。農業の厳しさというのは、本当に今の国の農業政策が農業を守る形での転換がなければ難しいという実態で、企業参入している多くはもうかる園芸ということで、収益性の低い水田だとか畑というのは少ないというのが現状だし、かかわったところでは、結果として全国農業会議所の調査結果のとおりという状況なのではないかということで、その後の後文にいきますけれども、内需を活性化させるために地域を挙げて農林業を振興し、循環型の地域経済を確立しようと懸命な努力が全国各地で行われている中で、「農地法改正」はこうした努力に重大な障

害をもたらすものです。今必要なことは、国際的な食糧需給の逼迫に対応して食料自給率を向上させる農政であり、価格補償や所得補償など、今頑張っている農家が営農を継続し、生活できる展望をもたらす施策です。今各地で、新規就農者への支援制度が広がりつつありますが、後継者もその対象にして担い手を増やすこと、あるいは、地域をあげて取り組まれている耕作放棄地を解消する努力等に対する支援を、抜本的に強化することが求められます。このような施策こそが、「安全な国産食料の安定供給のためにも、食料自給率の向上を」と求めている国民世論に応える確かな道と考えます。ということで、実際には衆議院を通過して、参議院の、きょう、委員会で採択をしようという動きが強まっている中ですけれども、しかし声を上げてほしいと。

さっきのニュースあたりだと、もしかしたら、この１週間ぐらいに解散かみたいな話もありますし、解散があれば、当然、法案成立はないわけですし、そういうことも含めて。私なんかは畑違いで、本当いうと廣瀬委員含めた農業者みずからが、やっぱり農地法の今の国が言う改正案というものをどう見るかというところで物を言っていただくというのが一番いいのかもしれませんけれども、私が紹介議員として、不十分ながら紹介をさせていただきました。

よろしくお願いします。

○委員長（倉持悦典君）　紹介者の川上議員の説明が終わりました。

各委員からの意見、質疑をいただきたいと思いますが、廣瀬委員。

○委員（廣瀬　満君）　この改正案を廃案にしろということなんですけれども、実際、生涯通じて農業で生活してきた１人でございますけれども、改正せざるを得ないんじゃないかというのが自分の結論なのですよ。

それというのは、今、農家で、例えば法人であっても後継者できないですよ、今の価格では赤字なんです。だから、先ほど大企業が、ワタミファームも知っていますけれども、あそこも成田の方でやったんだよね、借りて。で、１億円赤字出しましたよ。で、だめだと。いろいろ企業が入っては来るんですけれども、採算が取れない、要するに米だけの場合。それから、さっきオムロンとかあれも出たけれども、オムロンも北海道でトマト栽培始めたんですよ。それも知っていますし、あれも５年くらいでよその会社へ売買してしまったと。

なぜかと言うと、非常に生産調整の問題も、30年、40年近くもやっているわけだ、農政の中で。それで、実際に生産調整をきちっと全農村が守っているかというと、守っていないわけだよ。そうすると過剰になってくる。過剰になってくるから価格が下がると。で、やっていない人の方が優遇されていたわけだよね。実際に生産調整、今うちの方の集落約78戸くらいありますけれども、生産調整を100％やっている人が６、７軒ですよ、あとは全部、庭先で販売している。だから、生産調整やらないんですよ。そういう状況の中で今実際に、前々年度でしたか、自分で今60キロ生産するのにどのくらい生産費がかかるんだといったときに、今実際に庭先で販売している価格の１俵を生産するのに、生産費が4,500円くらいプラスになってしまうんです。これ、農水省のデータもそうなんです。それで担い手つくれといったって、できないですよ、これは。全然もう現実とかけ離れてしまっているんだよね。だもの、企業参入したってやらないですよ。

じゃあ、今、実際に集落営農でどうするのと、我々も法人何カ所か組合でやっていますけれども、後継者できないです。何年あとできるのと、みんな、その集落の人たちが、そ

れを心配しているんだよ。だれかにやってもらわないと荒れ地になってしまうと。認定農業者とか、認定農業者だって、みんな自分から手を挙げているんじゃないですよ、ほとんど行政とかに頼まれて、しようがないからというわけで、今、つくばみらい市の認定農業者は大体８割以上がそうでしょう。そういう状況の中では、どこかでやっぱりこれを管理できるような体制をとらなくては、日本の米はなくなってしまうんじゃないのかというのが、自分の偽らざる心境です。

○委員長（倉持悦典君）　中山委員。

○委員（中山栄一君）　私も農業専門じゃないから、本当に廣瀬委員とか、きょう、市川さんも来ているんで、よく聞いてみたかったというのがあるんです。

企業が参入するということは、私は、いいことだったなと思っていたんです。ところが全然考えが逆なんで、今、廣瀬委員も言ったとおりで、農業、このつくばみらい市も、本当に地図を見ると水田がこれだけ広くって、この農地を守っていくのに後継者が、まずいない、それから高齢化している、それから農地の集約ができないということで、廣瀬委員なんかも大規模経営で今やっていこうとしても、なかなか農地の集約ができないためにコスト削減ができないということで、今の価格ではとても食べていけないという現実だと思うんです。そういうコストを削減するのに、やっぱり大企業が参入できて、農地を集約できて、大企業とともに農業をやっていこうという廣瀬委員のような意のある経営者が集まって、集団営農のようなことをやって効率上がって今の価格で経営が成り立つような形にならないと、とても今の農地を守っていくということは不可能だと思うんです。

何か農水省なんかも、今までの補助金制度、数十年やってきたけれども、これはもう転換せざるを得ないと。もう減反はやめて、価格が下がっても、それで価格補償をつけながら、それで競争して価格が下がれば輸出も、外国の米も高いから輸出ができるんじゃないかと。そこまで考えているような状況で、やっぱり集約して効率を上げて経営をしないと、単価も合わないし、コスト面で非常に農業を守っていくことが無理だと。そういう中で、集約できて大規模にしていくのには、やっぱり企業の参入とか、集落営農で大規模につくることが可能なような形をつくっていかないと、今までの耕作者主義で耕作者しか土地を持てないとかという、今やっている方はいいんですけれども、今やっている方は機械もそのまま、まだあるから、この機械があるうちはやっていこうと。これがなくなったら、とてもやれないというような人が高齢化してきていて、ほとんどの人があと数年でもうやれなくなるという状況を考えると、やっぱり何かに活路を見出さないと。だから、私は、大企業参入というのは、ある意味で賛成だったんですけれども、ただ廣瀬委員とか、そういう専門の人の意見を聞いてみたいなと思ったところだったんです。だから、こういうのが出て、私は全然逆の考えなんですけれども、これで、参入していいんじゃないかと思っているんです。

以上です。

○委員長（倉持悦典君）　ほかに。

坂委員。

○委員（坂　洋君）　大企業の農地所有の道を開くから、これを廃案にするというような請願だと思います。

今、農業人口の６割が65歳以上で、あと数年もすれば担い手不足というのは深刻な問題になってくるわけです。今、耕作放棄地ということは、耕作できる土地ということですよ

ね、逆に言えば。39万ヘクタールでどういう土地なのか、大きさなのか。埼玉県の面積に匹敵するというふうに言われているんですけれども、何とかして新しい農業に携わる人をつくってというか、携わってもらわなくてはいけないと。この農地法の改正というのは、趣旨というのは、所有していたものを利用へという再構築、貸しやすく借りやすいというような制度をつくったと思うんです。それから、もう一つとして、抜け道の多かった農地転用規制を厳格化するという、この二つがあると思うんです。

日本の農業の年間総生産額というのは８兆円だそうですけれども、これ、大企業のパナソニックの１社の売り上げだそうです。本当に、今、高齢化が進んで、本当に生産意欲が旺盛な人たちによって取ってかわらなければいけないと思うんです。実際に農地の集積が進むかどうかというのは、自治体の関与がかなり多いと思うんです。今まさに農地法を改正しなければいけないという時代に、廃案にするというのはどうかと私は思います。

○委員長（倉持悦典君）　岡田委員。

○委員（岡田伊生君）　確かに廣瀬委員、農業従事者である経験者が言われますと、ああそうなのかなという感じはするんですが、ただもう一つ、参考資料にあるつくばみらい市の農業委員会が出されているあれは、これはどういうふうにとらえればいいんでしょうか。その辺、ちょっとわからないです、私も。

農業委員会の方としては、これを採択して出したということなんでしょうから、この辺の考え方というのは、どんなふうに議会としてとらえればいいのか、ちょっと私には判断がつかないです。

○委員長（倉持悦典君）　ちょっと今の岡田委員の疑問に、川上議員、答えられますか。このつくばみらい市の農業委員会が、どういう、そういう情報を持っていますか。

○紹介議員（川上文子君）　農業委員会は、その趣旨に賛同して廃案を求めたということです。

さっきの廣瀬委員や何人かの方が言われた思いというのは、とってもよくわかります。だけれども、じゃあ、後継者がいない、もうからない、今の形ではとてもとても土地を守ることができないという状態を、じゃあ、その農地法の改正によって企業を参入させることで本当に優良の農地として耕作をしてもらえるのかというと、現実は今の農業政策では、この団体も言っているように、価格補償だとか所得補償をきちっとしなければ日本の農業というのは守れない。そこを抜きにしておいて、じゃあ、どんどん入りなさいと。本来もうかるべき仕事ならば、それは企業が入ってもうかるかもしれないけれども、そのベースをつくらないで企業が入っても、結果として今見たように、この間の300幾つの企業が、黒字が11％という結果を生んでいるし、ワタミファームみたいな現実が起こっている。

結果としてどうなるかというと、企業がいけないとは言っていないけれども、企業が入ることによって、極めて無責任な管理状態になる。うまくいかなかったら放り投げてしまうと、産廃の捨て場になるという状態が拡散していくということが起こり得るわけですよ。そこに何の歯どめもない。農地は耕作者というものがきちっと守るという形を明確にしなければ、農地として存在が、企業に渡したときに大事な農地として守られるかといったら、そこが守られないというところが最大の問題で、実際に企業の参入というのは、今の生産法人の中でも十分に参入できる状態にはなっているわけです。さらに、それをもっと緩やかにして、外資まで含めてオーケーにしていくということは、日本の国土を本当に荒廃させる結果しか生まない、基本のところを変えないでおいて、確かに現実はあります。本当

に私が見ても高齢化しているわけだし、皆さん苦労しているわけだし、何とか、この土地をだれかに引き継いでもらいたいと。それが優良な企業であり、優良な農業をやる人たちが入ってくるんなら、それはいいかもしれない。現実、そうならないでしょうと、そういう形だけではということだと思うんです。そのことにやっぱり農業委員会も危機感を持ったと思うんです。

以上です。

○委員長（倉持悦典君）　わかりました。

まず、堤委員の意見から。

○委員（堤　實君）　正直なところ私は、仕事がらたまたま国内を、今まで全国をいろいろ回るのが仕事だったんで見てきましたけれども、この関東平野、こういういわば農業に適した土地はないはずなんです。そんな中で、そうでなくても農業で十分やっていって、さらに、つくる物にもよるだろうけれども、稲じゃなくて違う物をつくって立派にやっているところもあるわけです。なぜ、特に廣瀬委員あたりに聞きたいんですけれども、これだけ適している場所にいながら、じゃあ、どうすれば採算ベースでいけるのか、その辺を逆に一つ聞きたいということと。

私が思うには、例えばの話が、素人の考えで申しわけないですが、例えば米づくりであれば、今個人的には、１町歩とか２町歩がせいぜいだと思うんです。そんな中で、例えば田んぼが個々に分かれていますね。それをアメリカや、少なくとも日本だったら北海道のように、たばこ吸いながらでも、向こうに着くのに30分もかかるようなところがあるわけです。ですから、そういう米づくりに変えたらどうなのかとか、私、ちらっと思うんです。ですから、そういうことは考えたことはないのか。そうすれば何か、例えば今10人でやっているところを１人でできるようになれば、さらに改善できるんじゃないかなと、本当に素人考えで申しわけないんですけれども。

ちなみに山岳地帯なんかに行きますと、それこそ、この事務所ぐらいの田んぼが、棚田というのかな、そういうところがあるわけですよ。そこでなぜやっていけるのかなと。やっていけないのに、もうしようがないんでこうなるという感じがあるわけで。私は、ちょっと不思議でしようがないんです。もっとその辺の説明をいただけませんか、廣瀬委員。

○委員長（倉持悦典君）　廣瀬委員。

○委員（廣瀬　満君）　要するに、大面積300なら300ヘクタールを一つの法人なり会社で経営するとすれば、畑地に転換できると、それから水田にしかできないよと、それをきちっと区画できるんです。そうすると、年間通じて雇用にしても経営が成り立つ。ところが、この辺の場合は水田しかできないんです。畑地に転換できない。そうすると、水田の場合、幾ら大面積やっても２カ月か３カ月ですよ、８時間の労働で働ける時間が。そういう計算もしたんです。それで生活できれば、だれもやります。麦なんか絶対できませんから、100ミリも雨降ったらみんな冠水してしまうので。そういう条件整備ができるようなところだったら、企業としても成り立つのかもしれない。

それから、企業が農地を取得して、それを転用すると。それは絶対に農地法で守っていかなくてはならないと思うんです。ところが、それを守らないというと、じゃあ、安い農地、今どんどん、どんどん、価格が下落していますから、大面積を買って、それを今度は転用できるよと、そうなってしまうと農地はなくなってしまうかもしれない。そういう点は、きちっとやっぱり農地法は守っていく必要はあると思うんです。ただ借り入れて耕作

をすると、そういう場合には、やっぱり生産も販売まで、これをきちっと企業というのはやると思うんです、採算取れるような。そういう形をとらないで今のままでは、ちょっと難しいんじゃないのかな、後継者つくれというのは。

○委員長（倉持悦典君）　堤委員。

○委員（堤　實君）　実は私も、先日ですか、ちょっと仕事絡みで台湾へ行ってきたんですよ。台湾は気候的な問題がありますけれども、あそこは年に３回米がとれるそうです。ただし、ほかの仕事もやらなきゃいかんから、２回に抑えていると。２回とれるらしいんです。ですから、これは日本でどこでもできるかといったら、やれたとしても沖縄や四国あるいは九州ぐらい温暖なところだと思うんですけれども。特に昔から比べると日本本土もかなり温暖化、さっきの話で温暖化しているということで、我々の子供のころは二毛作というのをやっていたんです。田んぼつくった後、麦をつくるとかやっていたんですが、そういうことはできないんですか、廣瀬委員。

○委員長（倉持悦典君）　堤委員の今の質問、かなり素朴なというか、農業者に対しての質問だと思うんです。廣瀬委員は専門家なんですけれども、私も今、集落で集落営農を。うちの方の組合も、今年の秋までには農事法人にするように今、法務局の方の書類をつくっているんですが、この請願に対して、川上議員の意見、それから、廣瀬委員の意見、中山委員の意見、大企業の性善説か性悪説をとって話していると、こうなってしまうんだと思うんです。企業は悪いことするんだよという前提でいくと、農地をとても任せられないと、それをとる。いや、しっかりした信念を持って、国を愛する気持ち、国土を守るんだ、農地を守るんだという企業がきちんとやってくれればいいということなんで、企業に管理させることがいいのか悪いのかということは、その心構えといいますか、企業の姿勢によるものなんです。だから、一概に、これを廃案にしろとかという意見は、またちょっと違うと思うんですが。

ただ堤委員の意見に対して、私のあれだと、二、三日前のテレビで栃木県の新規就農者、たしか800何人となっていましたね。米はゼロです。ほとんどイチゴです。何千万円という投資をして若い人が「とちおとめ」に代表されるイチゴづくりに入っています。あと一つの群れといいますか、群は若い人たち、それから、もう一つの群は定年になった人、50歳、55歳以降の六十七、八ぐらいまでの新規就農者、この人たちも、たしか何百人といるんです。この人たちは、そういう投資をできないので、ナスとかキュウリとかという露地栽培で新規の就農している。そういう農業の体験といいますか、茨城は農業に対して、すごく生産高ほとんど全国で一、二位を争うぐらいだと言いますけれども、そういう意味での農業に対しては栃木県なんかには、私らも視察に行ったり来てもらったりしていますけれども、物すごく茨城はおくれています。後継者、担い手とか、そういう意味では。

それから、二毛作、今していないかどうかと堤委員の質問なんですけれども、群馬県から栃木に行くと、もう二毛作は当たり前です。米をつくった後、麦をつくっています。で、すばらしい麦をつくっています。この辺で二等という麦をやっとこつくって、うちの方でも、きのうで終わったんですが麦つくったんですけれども、半分は廃棄です。でも、群馬からあっちの方で、二等なんて麦はつくったことないと。ただそれが果たして、廣瀬委員のあれですけれども、この茨城に持ち込めるかとなると、持ち込めれば当然、既にやっている人もいると思うんですが、なかなかできないということが現状で、私個人としては農業の担い手は集落営農以外にはこれからないんじゃないかと、それで集落営農にちょっと

取り組んでいるんですけれども。

いい方に考えるか、マイナス面で考えるかによって、農業は全然違ってしまうと思いますので、米では食べていけないと言いながら、河内とか新利根、その近くのあたりでも、税務署に来られて1,000万円税金取られたという米づくりの農家も結構数多くあるんです。だから、やりようによってはだとは思うんですが、それはその人の個人の能力で、その地域全体を守るとまではなかなかいかないと思いますし、それが難しい。ただこの請願をどうのこうのとなると、これは本当にとらえ方によって全く違ってしまうと思うんです。

私も、これ、初めてここに来て見せてもらったんですが、農業委員会の立場とすれば、当然こんな結果に採択するという形になると思うのは、農業委員会というのは、農業を守るということもあるし、大部分の仕事が優良農地を守るという立場で農業委員は仕事していると思うんで、農業の後継者を云々じゃなくて農地を守るということで考えれば、恐らくこれは賛成になると思うんです。ただ、果たしてそれで廣瀬委員が言うように担い手ができるのか、農業そのものを守っていけるのか、経営的に守っていけるのかというと、また別になってしまうと思うんですが、私ばっかり長くちょっと話して申しわけないんですけれども、農地を守るとしたら、これは賛成しなくてはいけないかもしれないですけれども、果たしてこの請願に賛成したら、川上議員の心配するように、農地がどうにか大企業に転用されてしまうんじゃないかという心配の、日本の農地を守れないんじゃないかと。ただ反対していても、廣瀬委員の言うように、日本の農業が守れない、きちんと守ってくれる人がいるんだったら、大企業であっても、大企業を性善説と信じて任せるかということにかかってくると思うんです。果たして、この委員会でどんなふうに結論出すかということになってしまうんですが、ほかにだれかご意見。

古川委員。

○委員（古川よし枝君）　私は、農業委員会で建議を採択したというのを、農民として今の抱えている農業の経営が行き詰まっているという中での採択ですから、非常に重みがあるというふうに思うんです。ですから、私は、議会としても、この農業委員会の建議について後押しをすべきじゃないかなというふうに思うんです。

そして、今回の農地法の改定で、先ほど農家の今の経営者もいない、後継者もいないということで、じゃあ、そこに企業が入っても企業が成り立たないという廣瀬委員からの話がありましたけれども、そういう意味で今回の農地法改正では、企業でも経営ができないという、今までの経験からもあるわけですから、決してこの農地法の改正によって日本の農業の立て直しができるかということではないんだというふうに思うんです。今の置かれている日本の農業の実態を改善させていくというところには、あまり導かないんではないかというふうに私は思っているんです。

それで、この間の情勢を見ると、この法律を改正しろというふうに推し進めているのは、やっぱり財界の経済連の方は農地法の改正だということを推し進めているというのは、このきょうの資料の中でも載っているんですけれども、そういうところから言うと、やっぱり今回の農地法の改定をするというのは、農民の耕作者の立場ではないという点で私は農地法の改正には賛成できないというふうに思っています。

○委員長（倉持悦典君）　ほかに。

中山委員。

○委員（中山栄一君）　農業委員の方から、この土地を守るような今のこういう法律の改

正はだめだということになれば、それは私たちは応援してそれでいいと思うんです。ただ我々の考え方として、農地を守って農業を継続していくのには今の状況では無理だという話を多く聞いていると、やっぱり集団営農と。集積して、集約して農地を大きくしてコストを下げてやるほか農業の経営はないんじゃないかという思いで、大企業も。もちろん大企業が入る、そうすると、川上議員の言うように、大企業は何をするかわからないという思いもあるけれども、それで農業というか農地を守れるんだったら、それでいいと思って、私は、そう思ったんですけれども。ただ実際に農業をやっている農業委員の人が、そういうことはする必要ないと、今のままでいいんだということになれば、我々、特別反対する必要ないし、だったら、実際にやっている人がそう思うんであれば、賛成しましょうというようなことに私はなると思うんです。

我々、実際に農業を経験していないので、そういう考え方も大分、実際には立場というか、農地に対する考え方も違うし、農業に対する考え方も違うんで、農業委員会がこういうの出すということは、やっぱり賛成すべきかなと思って今見ていたんですけれども、そんな思いもあります。

○委員長（倉持悦典君）　今、中山委員の意見をいただいて、全員の意見をいただいたわけなんですが、ちょっとここで暫時休憩をとりたいと思います。

午後４時１７分休憩

午後４時３５分開議

○委員長（倉持悦典君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中にいろいろな意見を拝聴いたしました。委員の皆さんも、会議始まるときよりは、ずっとこれに関して知識も豊富になった思いますので、今までの経過を踏まえて、これがもし採択になったとしても、時間的に立法を妨げることはできないかもしれないんですが、一応つくばみらい市の経済常任委員会として、これを採択するかどうか決をとりたいと思います。

では、請願第４号に対する質疑及び意見は以上で終了し、これより採決に入ります。

請願第４号は、採択に賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（倉持悦典君）　４人ですね。賛成多数で採択です。結果が出ました。賛成４人で賛成多数で採択することに決定いたします。

続いて、陳情が一つ出ております。

陳情第２号　「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書ですが、この陳情は平成21年２月24日付で、さいたま市南区南本町２－５－15、ＭＭオフィス201号「協同労働の協同組合ネットワークいばらき」準備室代表横山哲平氏より議長あてに提出されております。

陳情の内容につきましては、お配りしてあります陳情書のとおりです。

必要と認めるものについては、議員発議で提案したいと思います。

ご意見はありませんか。

古川委員。

○委員（古川よし枝君）　陳情第２号の協同労働の協同組合法（仮称）なんだけれども、これもなかなか聞きなれない言葉なんですけれども、昨年の２月に国会で、全会派から国

会議員が出てこの発会式が行われたんだというふうに情報では出ているんですけれども、それで、これは私は、賛成者があればぜひ採択してほしいなというふうに思っているんですが、実は今、若者のワーキングプアとか、それから失業の問題、なかなか雇用対策も進まないというふうになっているんだけれども、こういう状態は、経済的な自立だけではなく、人間関係を持てる労働が必要ではないかという、そういうことで協同労働の重要性ということ、そういうのを指摘をして、国会議員全会派からの構成なんだけれども、会をつくったんです。ですから、そういう意味では、その議員の連盟には、公明党の坂口議員も会長を務めているということなんですが、ぜひ賛同者がいれば、そういう意味でも早く国会で議論を進めてもらいたいということで、採択してほしいなというふうに思っているんですけれども、よろしくお願いします。

○委員長（倉持悦典君）　古川委員のご意見を賜りました。

古川委員は、この陳情書は、賛成者がいれば議員発議で提案したいというご意見でした。もし委員の中で古川委員に賛同して、２名ですから、あともう１名いれば議員発議ができますので、どなたか賛成していただければというのが古川委員の意見でした。

どうでしょうか。

○委員（岡田伊生君）　承っておくということもできるんですか。

○委員長（倉持悦典君）　今、岡田委員の方から、当経済常任委員会では陳情書をよく承っておくという扱いでどうだろうかという意見も出ました。

そういうことで取り扱ってもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（倉持悦典君）　では、一応この陳情書を当委員会としてはよく承っておくと。議員と執行部には、これは既に配付済みですので、このままの扱いにしたいと思います。

最後に戻るようで申しわけないのですが、先ほどの請願第４号について、意見書の案がついているのですが、この意見書案のままでいいかどうか。それともう一つ、意見書の最後に地方自治法第99条の規定によりという文言があるわけですが、この宛て先で、参議院の農水委員とあるのですが、この農水委員というのは20名くらいいるそうです。ここに出すとすると、この地方自治法第99条に当てはまらなくなるということなので、請願者の趣旨と違ってしまうかもしれませんが、農水委員は省略して内閣総理大臣と農林水産大臣と参議院議長だけでいいかなと思うのですが。

農業委員会の建議を支援する形で採択されたと思うので、意見書は、農業委員会の建議に限りなく近い形で、文面を整理させてもらってよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（倉持悦典君）　それでは、そのようにします。

長時間にわたり慎重なご審議、ご意見をいただきありがとうございました。

これで本委員会に付託された案件は全部終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任願います。

以上で、経済常任委員会を閉会いたします。

午後４時４６分閉会

つくばみらい市議会委員会条例第６０条第１項の規定により署名する

平成２１年６月１６日

経済常任委員長